

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【公開番号】特開2006-164416(P2006-164416A)

【公開日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2006-024

【出願番号】特願2004-355147(P2004-355147)

【国際特許分類】

G 11 B 7/09 (2006.01)

G 11 B 7/135 (2006.01)

【F I】

G 11 B 7/09 D

G 11 B 7/135 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月26日(2007.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光源からの光を記録媒体へ集光する集光部材と、

この集光部材が配置される貫通孔を有するホルダと、

前記貫通孔の周縁部に設けられ前記集光部材が接着される複数の接着部と、

前記ホルダの周囲に設けられたコイルと、を具備し、

前記複数の接着部は、前記コイルから発生し前記ホルダを介して前記集光部材に流入する熱の温度が略等しくなる位置に配置されていることを特徴とする光ピックアップ装置。

【請求項2】

前記複数の接着部の中で前記コイルに近い一の接着部は、前記コイルから発生する熱による温度分布の中で温度が低い位置に配置され、一方、他の接着部は前記一の接着部が配置された位置の温度と略温度が等しい位置に配置されることを特徴とする請求項1記載の光ピックアップ装置。

【請求項3】

前記コイルはフォーカイコイル及びトラッキングコイルであり、一方、前記一の接着部は前記フォーカスコイルより前記トラッキングコイルに近い位置に配置されることを特徴とする請求項2記載の光ピックアップ装置。

【請求項4】

前記コイルは、一対のフォーカイコイル及び一対のトラッキングコイルであり、前記一対のフォーカスコイルは前記ホルダの対角位置に設け、一方、前記一対のトラッキングコイルを前記ホルダの他の対角位置に設けたことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の光ピックアップ装置。

【請求項5】

前記複数の接着部が配置される位置の温度差は、2度以内であることを特徴とする請求項1又は2のいずれかに記載の光ピックアップ装置。

【請求項6】

前記集光部材は、前記接着部において接着剤で固定されることを特徴とする請求項1に記載の光ピックアップ装置。

【請求項 7】

短波長の光を放出する第1光源と、

長波長の光を放出する第2光源と、

短波長の光を記録媒体へ集光する第1集光部材と、

長波長の光を記録媒体へ集光する第2集光部材と、

前記第1集光部材が配置される第1貫通孔と前記第2集光部材が配置される第2貫通孔とを有するホルダと、

前記第2貫通孔の周縁部に設けられ前記集光部材が接着される複数の接着部と、

前記ホルダの周囲に設けられたコイルと、を具備し、

前記複数の接着部は、前記コイルから発生し前記ホルダを介して前記第2集光部材に流入する熱の温度が略等しくなる位置に配置されていることを特徴とする光ピックアップ装置

。

【請求項 8】

前記第1集光部材はガラスで形成されたレンズであり、一方、前記第2集光部材は樹脂で形成されたレンズであることを特徴とする請求項7に記載の光ピックアップ装置。

【請求項 9】

請求項1乃至請求項8のいずれかに記載の光ピックアップ装置と、

前記光ピックアップ装置を移動自在に保持するベースと、

前記ベースに設けられた記録媒体を回転駆動する回転駆動手段とを備えたことを特徴とする光ディスク装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、光源からの光を記録媒体へ集光する集光部材と、この集光部材が配置される貫通孔を有するホルダと、前記貫通孔の周縁部に設けられ前記集光部材が接着される複数の接着部と、前記ホルダの周囲に設けられたコイルと、を備え、前記複数の接着部を、前記コイルから発生し前記ホルダを介して前記集光部材に流入する熱の温度が略等しくなる位置に配置したものである。